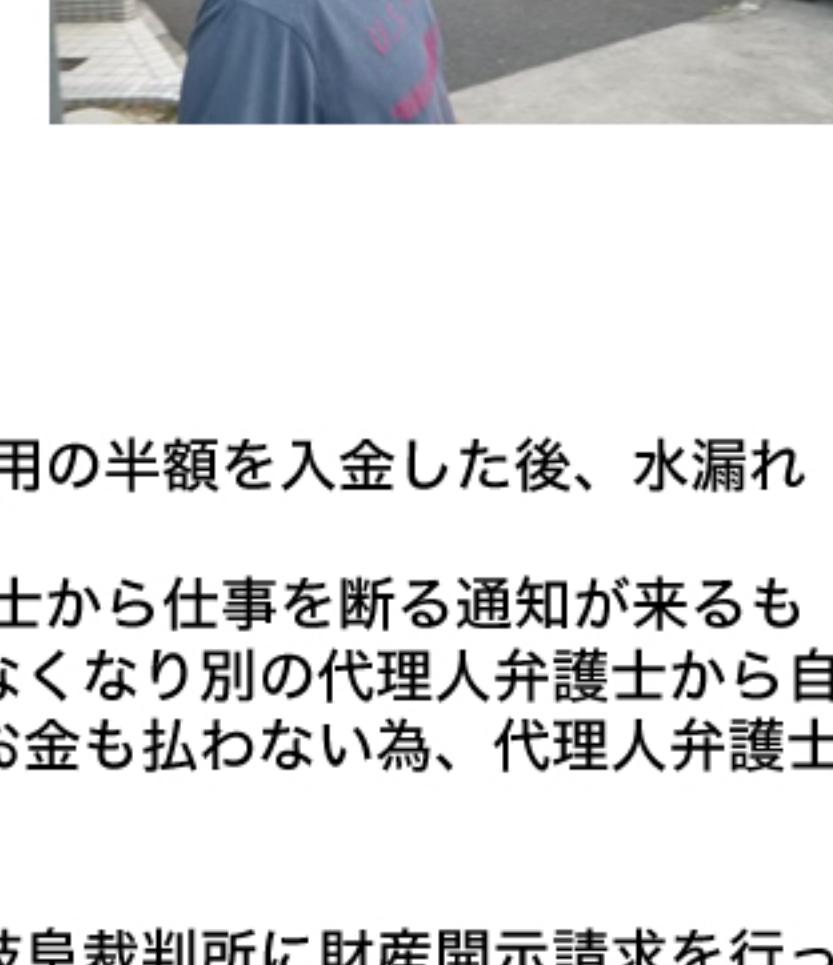


# ～注意喚起～

## ■悪質詐欺業者情報の開示■

※特に施主予定の方はご注意ください

小原 慶典（コハラヨシノリ）  
携帯：090-6644-5149  
自宅：0572-67-3757  
〒509-6122  
岐阜県瑞浪市上平町4-61 ウィンヒルズ2番館102号



※迷惑電話ラボ情報  
<http://cold-call.net/09066445149.html>  
※ランサーズ情報  
<https://www.lancers.jp/profile/gonta-01>

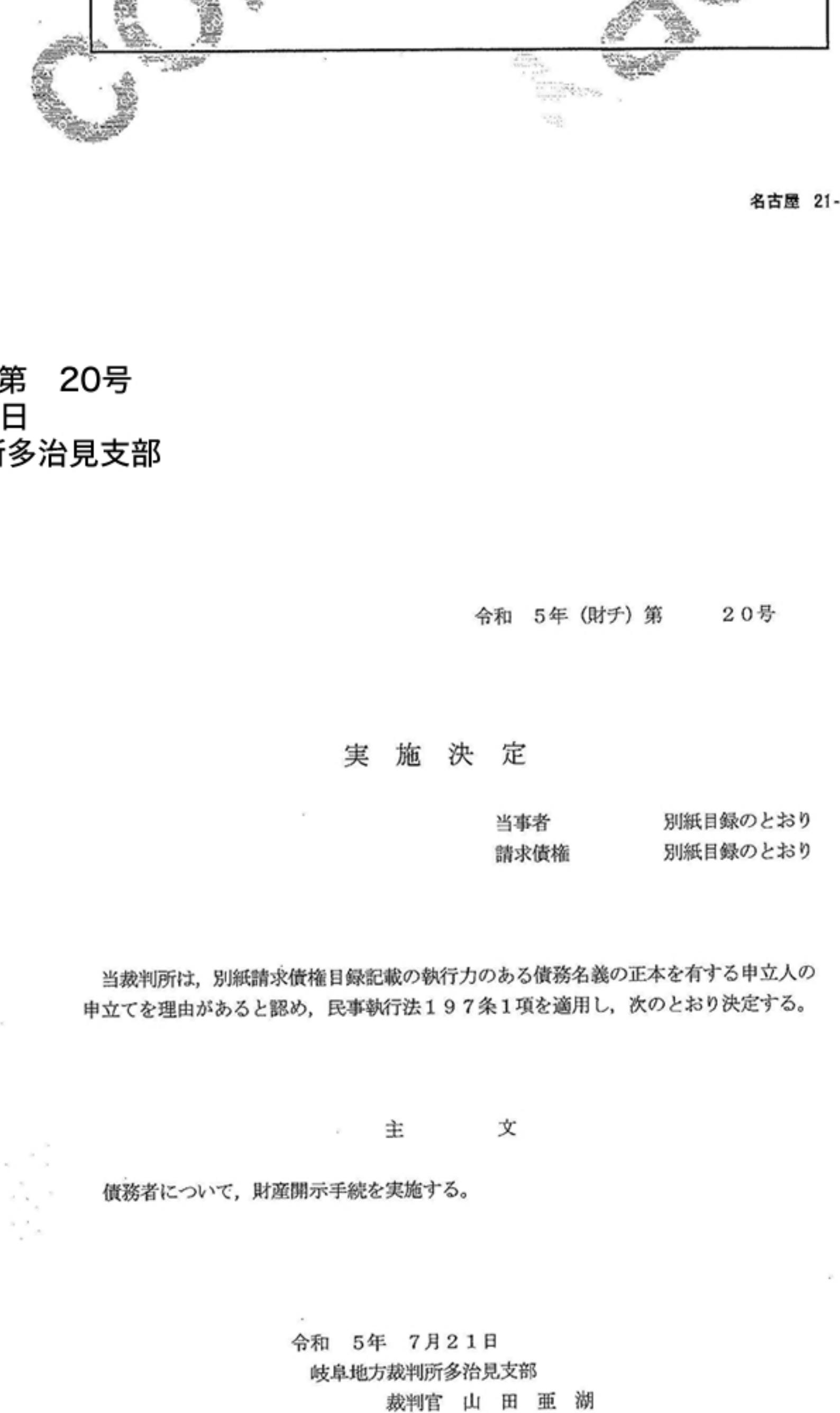
弊社で依頼した下請け業者（ES防災 代表 小原慶典）が工事費用の半額を入金した後、水漏れ事故を起こし現場から逃げそのまま連絡が取れなくなりました。連絡が取れなくなった後、ES防災 代表 小原慶典の代理人弁護士から仕事を断る通知が来るも代理人弁護士にも嘘をつき、その後代理人弁護士とも連絡がつかなくなり別の代理人弁護士から自己破産の申請を行ったと連絡が来るも代理人弁護士に払う予定のお金も払わない為、代理人弁護士が降り裁判を行いました。

結果は下記の裁判記録通りで御座いますが、裁判後も入金がなく岐阜裁判所に財産開示請求を行った所、財産はない、車も無いレンタカーで仕事をしている 自己破産を考えていると嘘の証言をしております。又、判決後も嘘を並べて仕事をする前にお金だけ騙し取る行為を複数行っているようです。メインの銀行に開示請求を行った所、数百円しか残高がなく材料を購入する資金もないそうです。又、岐阜裁判所にて電話は必ず出ると約束しているが未だに折り返しの電話も御座いません。

防災会社以外に仕事を依頼される施主様、気をつけてくださいませ。

裁判記録  
令和4年（ワ）第3472号 損害賠償等請求事件  
令和4年12月2日  
名古屋地方裁判所民事第8部

名古屋 21-000360



名古屋 21-000360

令和5年（財チ）第 20号  
令和5年 7月21日  
岐阜県地方裁判所多治見支部

令和 5 年（財チ）第 20 号

### 実 施 決 定

当事者 別紙目録のとおり  
請求債権 別紙目録のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があると認め、民事執行法197条1項を適用し、次のとおり決定する。

### 主 文

債務者について、財産開示手続を実施する。

令和 5 年 7 月 21 日

岐阜地方裁判所多治見支部

裁判官 山田 亜湖

これは正本である

令和 5 年 7 月 21 日

岐阜地方裁判所多治見支部

裁判所書記官 尾藤 賢二



1 ページ

### ◇下請け会社による工事に係る詐欺行為にご注意ください！！

近年、悪質な下請け会社による工事費用の持ち逃げも急増しています。

#### (被害事例)

- ・工事完了前に高額な中間金を持ち逃げされ、工事が中断してしまった。
- ・工事代金を支払ったにもかかわらず、工事が全く進められなかった。
- ・工事代金を支払った後に連絡が取れなくなり、工事が完成しなかった。

#### (被害を防ぐために)

- ・下請け会社を選ぶ前に、必ず会社の実績や評判を調査してください。
- ・契約書には工事内容、工期、費用、支払い方法などを明確に記載してください。
- ・中間金は必要最低限に抑え、工事が完了してから支払うようにしてください。
- ・工事の進捗状況を定期的に確認し、問題があればすぐに連絡してください。
- ・不安な場合は、弁護士や専門家に相談してください。

#### (被害を受けた場合)

- ・すぐに警察に被害届を提出してください。
- ・証拠となる書類やデータを保存してください。
- ・弁護士や専門家に相談し、法的措置を取ることを検討してください。
- ・悪質な下請け会社から身を守るために、上記の注意喚起文をよく読んでいただき、適切な対策を講じてください。

#### (その他)

- ・下請け会社との契約書は、必ず書面で作成してください。
- ・口約束はトラブルのもとになりますので、必ず書面で確認してください。
- ・契約書の内容をよく理解してから署名または捺印してください。
- ・不明な点があれば、必ず弁護士や専門家に相談してください。

皆様の安全と安心のため、ご協力を願いいたします。